

## 箕面市立市民文化ホール条例、箕面市立図書館条例 及び箕面市立生涯学習センター条例の改正について

### 1. 主旨

箕面船場阪大前駅周辺に整備する公共施設（新文化ホール、図書館、生涯学習センター）に関して、条例上の名称は現在仮称となっているが、今回それぞれの正式名称及び住居表示が確定したため、関係条例を改正するもの。

### 2. 条例改正の主な内容

#### (1) 名称

現在の名称	正式名称
①（仮称）箕面市立新文化ホール	①箕面市立文化芸能劇場
②（仮称）箕面市立船場図書館	②箕面市立船場図書館
③（仮称）箕面市立生涯学習センター	③箕面市立船場生涯学習センター

#### (2) 住所

- ・ ①②③とも  
箕面市船場東三丁目 10 番 1 号

#### (3) 条例施行日

- ・ 公布の日

#### (4) その他

- ・ 箕面市立萱野南図書館は箕面市立船場図書館に移行するため、令和3年3月31日に廃止する。

### 3. 名称の決定期由

#### (1) 箕面市立文化芸能劇場

- ・ 令和元年10月に開催した箕面市新文化ホール整備審議会において、正式名称について委員に対して意見を聴取したところ、ホールのコンセプトを反映させた「文化芸能劇場」を名称とすることで意見が一致した。

#### (2) 箕面市立船場図書館、箕面市立船場生涯学習センター

- ・ 既存の図書館及び生涯学習センターが、箕面における位置（中央、東、西南）もしくはは地区名（桜ヶ丘、萱野南、小野原）を名称としていることから、船場地区の新しいまちにできる図書館及び生涯学習センターとして、最もシンプルでわかりやすい「船場」という地区名を名称とした。

### 4. 今後のスケジュール

- ・ 令和2年第1回市議会定例会に3条例の改正を提案